

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月 1日作成)

法令名	政治資金規正法		
根拠条項	第19条の16		
許認可等の種類	少額領収書等の写しの交付請求		
法令の定め	<p>第19条の16 何人も、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出（人件費以外の経費の支出に限る。）のうち、第十二条第二項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し（以下この条及び第三十二条第一号において「少額領収書等の写し」という。）の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。</p>		
審査基準			
標準処理期間	総期間	60	日・丹
	経由機関	20	日・丹（国会議員関係政治団体）
	協議機関		日・月（）
	処分機関	40	日・丹（北海道選挙管理委員会）
処分担当課	北海道選挙管理委員会事務局（電話番号：011-231-4111内線23-518） 北海道選挙管理委員会事務局支所（14支所）		
申請先	同上	（電話番号：同上）	
問い合わせ先	同上	（電話番号：同上）	
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/iinkai/shinsakijun.htm		